

「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、幌延風力発電株式会社が、北海道天塩郡幌延町において、現在自社で供用中の「オトンレイ風力発電所」（総出力21,000kW、定格出力750kWの風力発電設備28基）について、既設の風力発電設備を撤去し、総出力は増加させずに、定格出力4,200kWの風力発電設備5基に建て替える事業である。

本事業は、地域のエネルギー資源を活用して環境負荷の小さい風力発電事業を推進し、我が国のエネルギー自給率の向上に貢献するとともに、地域産業の活性化に寄与することを目的としている。

一方、本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているオジロワシ、チュウヒ等の希少猛禽類の生息が確認されており、オジロワシ及びチュウヒについては、対象事業実施区域の周辺で複数の営巣及び繁殖が確認されている。

また、既設の風力発電所では、オジロワシ等の鳥類がブレード等に衝突した可能性がある死骸が確認されている。風力発電所をリプレースする際には、バードストライクの発生状況を踏まえて、風力発電設備の配置等を検討することが重要であり、既設の風力発電所においては、稼働当初から自主的に死骸確認が行われてきた。しかしながら、オジロワシの死骸が確認された当時の詳細な記録が残っていないために原因の検証やその結果を踏まえた環境保全措置の検討が困難となっている。

さらに、対象事業実施区域の周辺には、ラムサール条約湿地や、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づき集団渡来地の保護区として指定された国指定サロベツ鳥獣保護区サロベツ特別保護地区等が存在しており、対象事業実施区域の周辺は、オジロワシ等の猛禽類やガン類、ハクチョウ類等の渡りの経路となっている。

加えて、対象事業実施区域の周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された利尻礼文サロベツ国立公園のほか、当該国立公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「円山園地」、「パンケ沼園地」、「下サロベツ原野園地」等が存在する。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分

なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(2) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシ、チュウヒ等の希少猛禽類の生息が確認されており、オジロワシ及びチュウヒについては、対象事業実施区域の周辺で複数の営巣及び繁殖が確認されている。

また、既設の風力発電所では、オジロワシ等の鳥類がブレード等に衝突した可能性がある死骸が確認されている。風力発電所をリプレースする際には、バードストライクの発生状況を踏まえて、風力発電設備の配置等を検討することが重要であり、既設の風力発電所においては、稼働当初から自主的に死骸確認が行われてきた。しかしながら、オジロワシの死骸が確認された当時の詳細な記録が残っていないために原因の検証やその結果を踏まえた環境保全措置の検討が困難となっている。

さらに、対象事業実施区域の周辺には、ラムサール条約湿地や、鳥獣保護法に基づき集団渡来地の保護区として指定された国指定サロベツ鳥獣保護区サロベツ特別保護地区等が存在しており、対象事業実施区域の周辺は、オジロワシ等の猛禽類やガン類、ハクチョウ類等の渡りの経路となっている。

このため、本事業の実施に伴う影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺では、オジロワシ及びチュウヒの営巣及び繁殖が確認されていることから、工事の実施に当たっては、既存の知見及び専門家の助言等を踏まえ、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。

イ 工事中及び稼働後の希少猛禽類の生息状況に係る事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえて、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置や稼働調整等の環境保全措置を講ずること。

ウ バードストライクの発生の可能性を低減するためのブレード塗装や忌避音の発生等の環境保全措置について、現在検討中としているが、評価書の作

成までに、専門家等からの助言を踏まえた検討を行い、その結果を踏まえて必要な環境保全措置を講ずること。

エ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、希少猛禽類等の重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

オ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 景観に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、自然公園法に基づき指定された利尻礼文サロベツ国立公園のほか、当該国立公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「円山園地」、「パンケ沼園地」、「下サロベツ原野園地」等が存在しており、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念されたことから、計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見（平成31年3月19日）及びそれを踏まえた経済産業大臣意見（平成31年4月8日）では、「重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たり、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。」等を求めたところである。

しかし、方法書以降の手續において、当該国立公園の施設の設置者及び管理者である北海道地方環境事務所（稚内自然保護官事務所）への意見の聴取はなされていない。

このため、評価の客観性を確保するため、評価書の作成までに、北海道地方環境事務所（稚内自然保護官事務所）から意見を聴取したうえで、必要な調査、予測及び評価を実施すること。また、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減する環境保全措置を講ずること。